

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記および別表とおり公表する。

令和 2 (2020) 年 3 月 26 日

栃木市長 大川 秀子

記

1. 協議の場を設けた区域の設定

大宮地区、皆川地区、吹上地区、寺尾地区、国府地区、富山地区、瑞穂地区、水代地区、部屋地区、赤麻地区、三鴨地区、藤岡地区、家中地区、赤津地区、西方地区、真名子地区、静和地区、岩舟地区、小野寺地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 (2020) 年 3 月 24 日